

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成25年11月28日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 議案第46号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第47号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第48号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第49号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第50号 愛西市下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第53号 愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第54号 愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第55号 愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第56号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第58号 平成25年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第59号 平成25年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第60号 平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第61号 平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第62号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 請願第2号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について
- 日程第22 議案第57号 防災情報通信ネットワーク整備工事契約の変更について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（23名）

2番	島田	浩君	3番	大島	一郎君
4番	加藤	敏彦君	5番	真野	和久君

6番 下村一郎君  
8番 三輪俊明君  
10番 堀田清君  
12番 岩間泰彦君  
14番 大野則男君  
16番 前田芙美子君  
18番 大島功君  
20番 八木一君  
22番 大宮吉満君  
24番 榎本雅夫君

7番 石崎たか子君  
9番 鷺野聡明君  
11番 近藤健一君  
13番 山岡幹雄君  
15番 吉川三津子君  
17番 加賀博君  
19番 中村文子君  
21番 鬼頭勝治君  
23番 竹村仁司君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	永田和美君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤清和君	教育部長	水谷勇君
市民生活部長	五島直和君	上下水道部長	加賀裕君
消防長	小塚良紀君	福祉部長	小澤直樹君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

---

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、6番・下村一郎議員、7番・石崎たか子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に、委員全員と正・副議長にも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月28日から12月20日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より20日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月20日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

**○13番（山岡幹雄君）**

失礼いたします。

去る25年10月8日火曜日、場所は弥富市総合福祉センターにおいて、平成25年第2回定例会が行われました。

認定第1号について、平成24年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額2,533万3,664円、歳出総額2,107万9,554円、差引残額425万4,110円。

以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の鷺野聰明議員、お願いいたします。

**○9番（鷺野聰明君）**

それでは、海部地区環境事務組合議会の報告をさせていただきます。

今月の11月25日月曜日、場所は海部地区環境事務組合新開センターで、平成25年第2回定例会が行われました。

議案第8号：平成25年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について。

補正額、減額の68万1,000円、補正後の予算総額37億4,169万7,000円でございます。

審議の結果、全員賛成にて可決されました。

認定第1号：平成24年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額41億2,433万4,728円、歳出総額40億5,049万1,625円、差引残額7,384万3,103円でございます。

審議の結果、全員賛成にて可決されました。

議案第9号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、審議の後、賛成多数にて可決とされました。

以上にて、海部地区環境事務組合の報告を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より平成25年8月から平成25年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。よろしくお願いたします。

なお、去る10月30日、東京都で開催されました都道府県議会議員及び市町村議会議員、総務大臣感謝状贈呈式において、下村一郎議員が市町村の議会議員として通算35年以上在職し、表彰を受けられました。ここで多年にわたる功績に対して深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜びを申し上げますとともに、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

##### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成25年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、師走を迎え、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

早いもので、5月15日に市長に就任させていただき、半年が経過いたしました。この間、多忙な公務の中、責任の重さ、課題の大きさを実感する日々でございます。また、今日まで多くの会合、イベントなどに出席をさせていただき、多くの市民の皆様と触れ合う機会をいただき、その中で現状や将来の愛西市政に対する御意見などもいただきました。市民の方々のさまざまな提案や要望全てに答えていくことは困難である部分が多くございますけれども、市の現状や将来の見通しなどをできる限り理解をしていただく努力をしながら、行政と市民がともによりよい愛西市づくりに向かっていく取り組みを進めていきたいと考えております。

10月、11月は、市内各所でさまざまなイベントが開催され、議員各位におかれましては、公私お忙しい中御参加を賜りまして、まことにありがとうございました。

11月23日に開催いたしました安全・安心なまちづくり市民大会では、小学生による標語の発表や高校生の意見発表などにより、交通事故防止、犯罪防止に対する認識をさらに深めていただきました。今後も関係機関との連絡、連携をさらに密にし、事故防止などを呼びかけてまいります。

統合庁舎建設工事につきましては、現在、本庁舎北側、会議室棟の解体工事を行っていますが、来年1月からは本格的な建設工事が始まります。議員各位、市民の皆様方には、工事期間中、大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、最近の経済動向は依然として厳しい状況下であり、地方財政に対する影響は不透明なまま、市の歳入の根幹をなす市税収入は引き続き低調に推移することが予想され、地方交付税も本年度を下回る見込みでございます。こうした大変厳しい環境にある中、平成26年度予算では、必要性、有効性、優先性、効率性の観点から、先例にとられることなく、積極的に現事業の再確認、検証、見直しを進め、予算編成に当たるよう各部局に指示をし、現在編成作業を進めております。

今議会に提案を申し上げます議案は、条例の一部改正6件、指定管理者の指定4件、認定1件、工事契約の変更1件、平成25年度補正予算5件の17件でございます。

工事契約の変更につきましては、大変恐れ入りますが、本日御審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

各議案の内容につきましては、担当より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第46号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第46号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第46号：愛西市税条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。  
愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で  
ごさいます。

提案理由につきましては、納期前納付の報奨金の交付率及び限度額の見直し、並びに地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、今回改正をする必要があるからであります。

1枚おめくりください。

愛西市条例第21号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例の一部を次のように改正するという事で、恐れ入ります、資料2ということで概要の資料をお手元のほうにお配りさせていただいております。それで、内容につきましては、この概要に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それで、今回の主な改正内容につきましては、市民税及び固定資産税の前納報奨金の見直しに伴う改正と公的年金等に係る個人住民税の特別徴収制度の見直し、そして金融所得課税の一本化の推進に伴う公社債等に対する課税方式の変更、こういったことの改正によりまして、本条例の規定の改正をお願いするというものでございます。よろしく願いいたします。

それでは、順次、概要に基づきまして、それぞれの条文についての改正内容について御説明をさせていただきます。

まず、第42条第2項の関係でございます。

これは、個人市民税の納期前の納付の関係でございますが、個人市民税の前納報奨金、現行交付率100分の0.3、限度額3万円ということで今進めておるわけでございますけれども、これを平成27年4月1日から廃止をするという改正であります。この市民税の前納報奨金の関係につきましては、以前から内部的にもいろいろ議論を進めてまいりました。それで、近年その報奨金の対象とならない、いわゆる特別徴収の推進が一方では進められていると。そして、平成21年度からは、公的年金受給者への特別徴収が解消されるなど、いわゆる普通徴収される方のみ対象となると。これは以前から言われておりますように、不均衡が生じておると。いろいろそういった経緯等を勘案しまして、平成27年度以降の市民税については廃止をするということで改正をお願いするものであります。

次に、第47条の2第1項の改正でございますけれども、これは特別徴収対象者の除外規定を

現規定から削除するという内容でございます。

次に、第47条の5第1項の関係でございますが、これは公的年金に係る仮徴収税額の算定方法について改正をするものでございます。いわゆるその前年度の本徴収税額を前年度年税額の2分の1相当額に変更するという規定の改正でございます。

次に、第70条固定資産税の納期前の納付、これは第2項の改正になりますけれども、固定資産税の前納報奨金の交付率等について今回改正をさせていただくものであります。交付率、現行の「100分の0.3」を「100分の0.2」に、限度額「3万円」を「2万円」に改正するというところで、これにつきましても、平成27年4月1日から改正をするということで適用させていただくものでございます。

次に、附則の第7条の4の関係でございますが、この改正につきましては、法の改正によるそれぞれ引用する条文の追加、あるいは条ずれにより字句の整理をするものでございます。

次に、附則第16条の3でございますけれども、この改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について。そして、特定公社債等の利子所得を加え、いわゆる「配当所得」を「配当所得等」に、字句の訂正でございますけれども、それが1つ、そういった規定の整理を行うもの。そして、第2項におきましては、特定上場株式等に係る配当所得について、いわゆる総合課税による所得割の税率の適用を受けた場合は、第1項の分離課税による3%の税率を適用しないという規定の改正でございます。第3項につきましては、字句の訂正による改正という形で、今回お願いをするものです。

次に、めくっていただき、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

次に、附則の第19条の関係でございます。

第1項、第2項の改正につきましては、「株式等」を「一般株式等」に、これは字句の訂正をするという改正でございます。

次に、附則第19条の2の改正につきましては、これは上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の特例規定の新設により、新たに新設されましたので、それに伴い規定を設けるという改正内容でございます。第1項の改正につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等について、いわゆる他の所得と区分し、所得割を課すという改正であります。第2項につきましては、読みかえ規定について規定をするものであります。第3項は、削除するという改正でございます。

次に、附則第19条の4、次の附則第19条の5、続いて附則第19条の6、それから附則第20条、この4つの条文の改正につきましては、いわゆる地方税法及び施行令に規定がされております。そういったことから、今回条例から整理をし、削除をするということで、今回改正をお願いしております。

なお、本条例から削除はされても、税額の算出に影響が出るものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

附則第20条の関係でございますが、これは第1項、第2項、それぞれ条の繰り上げによる字句の訂正という形で、今回改正をお願いするものでございます。

それから、附則第20条の3につきましては、地方税法、また同法施行令に規定がされておりますことから、本条例から整理をしまして削除をするというものでございます。

次に、附則第20条の2の関係でございますが、各項の改正は、条の繰り上げによる字句の訂正と、配当所得に特定公社債等の利子所得が追加されたことに伴う字句の追加ということで改正をお願いするものでございます。

なお、ここで一つおわびを申し上げます。この部分の一部、誤字がございましたので、大変申しわけございませんけれども、御訂正をお願いしたいと思います。この第5項でございますけれども、第1項から第4項という形で、「項」という形で表示がされておりますけれども、正しくは「号」でありますので、第1号、第2号、第3号、第4号でありますので、大変申しわけございませんけれども、ここで御訂正をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、附則の第20条の5の関係でございますが、この改正は、租税条約等の実施特例法、こういった法がございまして、これに規定をされていることから、本条例から整理をいたしまして削除をするというものでございます。

なお、それぞれ先ほど申し上げました改正条文の適用につきましては、一つ一つその適用年月日を右の欄に付記をさせていただいておりますので、御一読を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第47号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第47号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、議案第47号について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第22号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正でございますが、本則の改正ではなく、附則のほうで課税方式の改正をお願いしておりますというのが主なものでございます。

内容の説明につきましては、別添の議案第47号の資料1、条例の一部改正新旧対照表と資料

2、条例の一部改正の概要を添付させていただいておりますけれども、今回は、資料2の一部改正の概要のほうで御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、1点目としまして、附則第6項の改正でございますが、地方税法の改正によりまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

2点目といたしまして、改正後の附則第9項及び附則第10項の関係でございますが、こちらも地方税法の改正によりまして、改正前の附則第9項を今回附則第9項及び第10項と区分いたしました。附則第9項では、「株式等」に係る譲渡所得等の分離課税を「一般株式等」に係る譲渡所得等の分離課税」といたします。それから、附則第10項では、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税というように、2つに区分されたことに伴う規定の整備でございます。

3点目といたしまして、改正後の附則第14項でございますが、こちらも地方税法の一部改正によりまして、関係する法律で租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に係る法律の改正によりまして、条約適用配当等に係る分離課税につきましては、特定公社債の利子等が対象に追加されたということに伴う規定の整備でございます。

4点目といたしまして、改正前の附則第10項、第11項、第12項、第14項及び第18項は、総務省自治税務局長からの通知におきまして、単に課税標準の計算の細目を定める規定であるので、条例から削除することが望ましいということに伴う整備でございます。

お戻りいただきまして、条例の2ページのほうで、附則の関係、施行期日といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行させていただくものでございます。

適用区分といたしましては、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用させていただき、平成28年度までの国民健康保険税については、従前の例によるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第48号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第48号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、議案第48号について説明をさせていただきます。

議案第48号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について。

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第23号：愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例。

愛西市遺児手当支給条例の一部を次のように改正いたします。

第2条第1項第8号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、この法律の名前を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改める。法律の名称中、「保護」が「保護等」に変更になるものに伴う改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年1月3日から施行をさせていただくものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第8・議案第49号（提案説明）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第49号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第49号を御説明させていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、使用者の届け出等の規定の改正及び消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、申しわけありませんが、お願いいたします。

この中で、申しわけありません、一部誤りがございましたので、最初に御訂正をお願いいたします。

14条の5項の中の「市長は使用者が」の「使用者が」の部分でございますが、この部分を削除していただきまして、その段の一番後尾のほうに「使用者がいた」を移動というか、変える方向でお願いいたします。申しわけありませんでした。

〔「わからん」の声あり〕

「市長は使用者が」の「使用者が」の部分です。その部分をその列の一番後尾のほうに、「使用者がいた」という言葉をつけ加えていただきまして、「使用者がいた場合」ということで変更をお願いするものでございます。

変更後を読ませていただきます。「市長は維持管理分担金を長期間にわたって滞納した使用者がいた場合は」ということでございます。その後は同じでございます。この使用者に対して

加入の廃止をさせることができるというところでございます。どうも申しわけありませんでした。

それでは、新旧対照表の12条から御説明させていただきます。

この12条の2項では、今まで各処理区域の中でしか公共ますの移動ができませんでしたが、改正後は区域を旧町村単位まで範囲を広げるよう、1項追加明記したものでございます。

続きまして、14条第5項を6項とし、5項に新しく、処理施設へ未接続で、なおかつ長期間接続のお願いをしている方で、処理施設開始当初より維持管理分担金を滞納し、将来的にも接続の意思がない方に対しまして、本人了承のもとに公共ますを廃止させることができるよう追加したもので、2項とも平成26年1月1日より附則をお願いするものでございます。

また、別紙第2につきましては、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部改正に伴いまして、使用料等の税率を5%から8%へ料金改正するものでございます。

平成26年4月1日よりお願いするものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第50号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第50号：愛西市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第50号：愛西市下水道条例の一部改正について。

愛西市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方税法及び消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

新旧対照表を、申しわけありませんが、お願いいたします。

第23条第1項では、地方税法の改正に伴いまして、各年の特例基準割合を地方税法の例によると改めるもので、平成26年1月1日以降の下水道使用料の延滞金に乗ずる割合を改正するものでございます。

また、別表第2につきましては、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正に伴いまして、使用料の税率を5%から8%へ料金の改正をお願いするものでございます。

これも26年の4月1日から施行をお願いするものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第51号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について。

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

新旧対照表をお願いいたします。

水道事業に関しましても、同じく消費税を改正するものでございます。社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法等の一部改正に伴いまして、新設に伴います加入者分担金及び給水使用料の税率を5%から8%へ料金改正をお願いするものでございます。

平成26年4月1日から施行をお願いするものがございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第52号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第52号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、議案第52号の説明をさせていただきます。

議案第52号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について。

愛西市八開総合福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市八開総合福祉センター。指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案の理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市八開総合福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者の候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案第52号、説明は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第53号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第53号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてを議題とい

たします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

続きまして、議案第53号の説明をさせていただきます。

議案第53号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について。

愛西市北河田児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

先ほどと同様に、記といたしまして、施設の名称、愛西市北河田児童館。指定管理者となる  
団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会。指定の期間、平成26年  
4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由といたしましては、先ほどの52号と同様、議会の議決に付する必要があるからで  
ございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第54号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第54号：愛西市西川端児童館の指定管理者の指定についてを議題と  
いたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第54号でございます。

議案第54号：愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について。

愛西市西川端児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市西川端児童館。指定管理者となる団体、愛西市西川  
端町小城64番地4、社会福祉法人西川端保育園でございます。指定の期間は、平成26年4月1  
日から平成31年3月31日まで。

提案理由につきましては、先ほどと同様、議会の議決に付する必要があるからでございます。  
資料についても同様でございます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第55号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第55号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について  
を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

続きまして、議案第55号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市八輪子育て支援センター。指定管理者となる団体、愛西市江西町街道西95番地4、社会福祉法人白百合福祉会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由といたしましては、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料についても同様でございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第56号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第56号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第56号について、御説明申し上げます。

議案第56号：市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線として認定し、公共の用に共するため必要があるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、内容につきましては、今まで県道としての位置づけであったものを、道路の規模等により市道へ格下げをするものでございます。

路線名といたしましては、9346号線で、起点は、愛西市小津町猿尾75番2地先から愛西市勝幡町五俵入2270番3地先までであります。

次ページの図面をごらんください。

A版の図面で位置を示させていただきました。塩畑橋から勝幡駅までの間で、延長としては385メートルでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第58号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第58号：平成25年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

議案第58号の説明の前に、おわびと訂正を申し上げます。

一般会計補正予算歳出の内容で、公共整備基金積立金と国民健康保険特別会計繰出金で、それぞれ2,000円の誤りがありましたので、おわび申し上げます。本日、訂正後の一般会計補正予算の概要書と一般会計補正予算第4号を議席へ御配付させていただいておりますので、差しかえをしていただくようお願い申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、議案第58号：平成25年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、主な内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正額につきましては、歳入歳出それぞれ8,236万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ214億7,638万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

7、8ページをお願いいたします。

第8款地方特例交付金につきましては、額の確定によりまして13万6,000円の減額補正をお願いしております。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定によりまして6億1,893万5,000円を追加計上させていただいております。

第13款国庫支出金、第1目国庫負担金で、国民健康保険基盤安定繰出金の精査によりまして、国民健康保険基盤安定負担金110万9,000円を減額し、児童発達支援等の利用増加に伴いまして障害児通所給付費負担金1,457万6,000円を追加計上させていただいております。

第14款県支出金、第1項県負担金でも同様の内容によりまして、国民健康保険基盤安定負担金2,377万7,000円を減額しまして、障害児通所給付費負担金728万8,000円を計上させていただいております。

第2項県補助金では、子ども子育て支援新制度や保育士等処遇改善事業に伴い、子育て支援対策基金事業費補助金2,913万6,000円を計上させていただいております。

第3項県委託金におきましては、参議院議員通常選挙執行委託金の確定によりまして1,140万円を減額させていただきました。

次のページをお願いいたします。

第17款繰入金で、財政調整基金繰入金を7億1,176万3,000円を減額し、次の第18款繰越金で月議会で御承認をいただきました前年度繰越金を全額計上させていただきまして、一般財源の収支を図っております。よろしく願いをいたします。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明をいたします。

説明が前後して、大変恐縮でございますが、13ページ、14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第11目基金費の25節積立金で、前年度決算剰余金の2分の1相当額を公共事業整備基金へ積立金として2億3,031万2,000円を計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私、総務部の所管について御説明をさせていただきます。

まず、それぞれの費目に入る前に、このたびの補正予算につきましては、いわゆる各費目の共通の補正予算といたしまして人件費の補正を計上させていただいております。

恐れ入りますけれども、27ページ、28ページをお開き下さい。

給与費明細書の関係でございます。

ここで、ちょっと概略について説明をさせていただきます。

まず、27ページの特別職のほうの関係でございますが、比較の長等の欄の合計をごらんいただきたいと思っております。

特別職につきましては241万7,000円の減ということで、これは市長・副市長、教育長の交代による影響額という形で精査をさせていただきました。

次に、右側28ページの一般職の関係でございますけれども、給料で4,131万5,000円の減、職員手当で3,561万4,000円の減、そして、共済費で3,762万2,000円の減、合わせまして1億1,455万1,000円の減額補正という形で、今回計上させていただきました。

それで、減額の主な要因でございますけれども、これは、4月、7月、10月の人事異動等に伴いまして、それぞれ予算に過不足が生じたことによるもの。また、当初予算編成時に算入しておりました、いわゆるその職員の退職、それと一部未確定でありました共済負担金の率、こういったものが新年度以降確定をしてきたことにより、そういった要因が生じたのではないかとというふうに捉えております。そして、今年度につきましては、人事院勧告による影響はございません。よって、一般会計各費目に計上しております人件費の補正の内容については、先ほど申し上げました内容でございますので、それぞれ各費目に計上させていただきました人件費の補正の内容説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、特別会計における人件費補正につきましても、先ほど申し上げました内容でございますので、そういったことでもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。ちょっと補足をさせていただきました。

それでは、歳出の11ページ、12ページのほうへお戻りをいただきたいと思っております。

まずここで、総務関係でございますけれども、2款の総務費、1目一般管理費、13の委託料におきまして、それぞれ事業費の確定によりまして庁舎受付案内及び電話交換、また巡回バス運行管理、市有バス運行管理の各委託料につきまして、減額補正という形で計上をさせていただきました。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

6目の財産管理費の13委託料の関係でございますけれども、これも事業費の確定によりまして、庁舎清掃委託料について減額補正という形で計上をさせていただきました。

4項の選挙費、3目参議院議員通常選挙費、次の4目市長選挙費、同じく次の17ページの5

目市議会議員補欠選挙費、この各選挙費につきましては、既に執行も終わっておりまして、事業費も確定をしておりますので、今回減額ということでそれぞれの関係経費について計上させていただきます。

また、9目の市議会議員一般選挙費、これにつきましては、来年度実施されます市議会議員一般選挙の準備経費ということで、2月25日立候補の説明会もあるわけでございますけれども、準備経費といたしまして事務用消耗品、印刷製本費、合わせまして38万6,000円を追加させていただきますということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、福祉部長のほうから御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

続きまして、19ページ、20ページをごらんいただきますでしょうか。

3款の民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料で342万6,000円の増額補正をお願いしております。これは、平成24年度、昨年度の障害者福祉関係補助金等の精算に伴う返還金でございます。

飛びまして、2目老人福祉費、28節繰出金で257万4,000円の減額でございますが、これは後ほど介護保険特別会計で御説明申し上げますが、人件費の減額に伴う繰出金の減額でございます。

続きまして、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料でございます。226万8,000円の増額補正でございます。これは、1つ飛びまして次のページ、18節の備品購入費567万円とセットでございます。昨年成り立たしました子ども・子育て関連3法によります新しい支援制度に対応するために、備品購入費の部分で新しいシステムのパッケージソフトを購入させていただいて、委託料の部分でシステムの導入及び初期設定をお願いするといった内容でございます。10分の10の補助により実施するものでございます。

1つ戻りまして、20ページ一番下の15節工事請負費90万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、9月議会で御指摘がございました児童遊園での放火や施設の破損に対応いたしたいと思ひます。2カ所の児童遊園におのおの2台、合計4台の防犯カメラを設置させていただく工事費でございます。

はねていただきまして、21、22ページをごらんください。

2目児童措置費、19節の負担金、補助及び交付金1,969万8,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入のところでも少し説明ありましたが、保育士等の処遇改善臨時特例事業といたしまして、民間保育所の職員の処遇改善のために補助するものでございまして、これについても10割補助でございます。

続きまして、3目の保育園費、15節の工事請負費の減額補正でございます。これにつきましては、本年度実施をいたしました永和保育園の屋上の改修工事と佐屋北保育園の空調の取りかえ工事の事業費が確定いたしましたので、合わせて343万4,000円を減額させていただくものでございます。19節負担金、補助及び交付金の46万4,000円の増額でございますけれども、これにつきましては、永和保育園の道路の北側にあります農地3筆、お2人の所有者でございます。

が、この農地を駐車場として利用できる運びとなりましたので、転用決済金を計上させていただいたものでございます。

7目障害児通所支援費、12節役務費の3万2,000円、20節の扶助費2,915万3,000円につきましては、児童の発達支援事業でありましたり、放課後等デイサービス事業の利用者、利用日数等がふえておりますので、これに伴う増額をお願いするものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料の149万8,000円につきましては、これは平成24年度の障害児福祉関連補助金等の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、3項生活保護費でございます。1目生活保護総務費、23節償還金、利子及び割引料259万9,000円につきましては、先ほどと同様の平成24年度、昨年度の生活保護費、補助金等の精算に伴う返還金でございます。

福祉部は以上でございます。

続きまして、市民生活部長より説明をさせていただきます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうからは、市民生活部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

大変恐縮です。ページが前後いたしますが1ページお戻りいただきまして、19ページ、20ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費、28節で繰出金でございますが、こちらのほうで国民健康保険特別会計繰出金で3,730万9,000円の減額をさせていただいております。内訳につきましては、後ほど国保の特別会計歳入のほうで御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、もう1枚はねていただきまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

1行目のところで、4款衛生費の2目予防費、13節、健康管理システム事業委託料としまして121万8,000円をお願いしております。こちらにつきましては、現在使用しております健康管理システムがございます。こちらを改修いたしまして、がん検診、並びにクーポン健診、そういう受診券を1枚のシートで一括して発行できるようにさせていただきたいと思っております。そうすることによりまして、対象者に同時に一括で周知できる。そして、受診率の向上を図っていこうというようなふうで考えております。

あと、以下のページは、人件費の補正に係る部分でございますので、以上で平成25年度一般会計補正予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第59号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第59号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、議案第59号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,679万3,000円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ80億5,248万9,000円といたします。

次に、直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万円を減額しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億5,044万4,000円とするものでございます。

補正の内容について説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳入について説明をさせていただきますが、補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

8款繰入金、1項の1目一般会計繰入金におきまして、補正額3,730万9,000円の減額をお願いしております。内訳としましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分といたしまして3,096万4,000円、同じく保険者支援分といたしまして221万8,000円、並びに職員給与費等繰入金で412万7,000円、それぞれ実績見込み等により精査しまして減額をお願いしております。

次に、9款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の精算といたしまして4億1,410万2,000円の補正をお願いするものであります。

次に、はねていただきまして8ページ、9ページ、歳出につきまして、1款総務費、1目一般管理費におきまして、補正額412万7,000円の減額をお願いしております。これは、人事異動に伴う給料、職員手当等の減額をお願いしております。

2款の保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の伸びに伴う補正ということで、2,000万円の追加をお願いしております。

9款の基金積立金、1項1目の準備基金積立金につきましては、2億8,222万4,000円の追加をお願いしております。

1枚はねていただきまして、11款諸支出金、1項3目償還金の23節で、償還金、利子及び割引料につきましては、交付額の確定に伴いまして、国県支出金返還金といたしまして6,694万8,000円と、退職者療養給付費交付金返還金で1,174万8,000円をそれぞれ額の確定によりましてお願いしておるものでございます。

続きまして、直営診療施設勘定の補正でございますが、またはねていただきまして、直営施設の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の関係になりますが、5款の繰入金、1項1目で運営準備基金繰入金におきましては、診療所運営準備基金の繰入金を960万円の減額をお願いしております。

次の6款繰越金、1項1目の繰越金におきましては、前年度の繰越金の精算といたしまして、543万円の追加をお願いするものであります。

はねていただきまして、8ページ、9ページ。

歳出の関係でございますが、1款総務費、1目の一般管理費におきまして補正額417万円の

減額をお願いしておりますが、これは職員の退職に伴う給料、職員手当等の減額をお願いしております。

以上で説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第60号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第60号：平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第60号の説明をさせていただきます。

議案第60号：平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

内容につきましては、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ714万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,538万2,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,990万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、当初説明がありましたように人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第61号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第61号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第61号でございます。

平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらの歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億6,452万7,000円をお願いするものでございます。

こちらの減額でございますが、人事異動に伴います人件費の補正でございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第62号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第62号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○上下水道部長（加賀 裕君）**

議案第62号でございますが、平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらの歳入歳出の補正としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,212万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,998万円にするものでございます。

こちらのほうでございますが、こちらと同じく人件費の異動に伴う補正でございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第21・請願第2号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第21・請願第2号：介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

**○5番（真野和久君）**

それでは、説明をさせていただきます。

この介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出求める請願書であります。

請願趣旨を読んで提案にかえさせていただきます。

国は、来年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案において、全ての要支援者（要支援1、2）を市町村が実施する事業に移しかえる方向を打ち出しています。受け皿となる市町村の事業（地域支援事業）には、サービスの質や運営にかかわる国の基準は設けず、ボランティアでも対応可能なものとして検討されています。サービスの内容や自己負担額など全て市町村任せということです。このままでは、現行の予防サービスの水準から大幅に後退したものになることは間違いありません。

要支援者は、介護サービスの必要がない支援不要者ではありません。さまざまな疾病や障害を抱えながら、訪問介護や通所サービスを利用することによって在宅での生活を続けている方がたくさんいます。

現在の予防給付には、訪問介護を初めとする医療系サービスも含まれていますが、その打ち切りは命に直結することになります。予防給付をなくし、専門職であるヘルパーとのかかわりを奪うことは、認知症の早期発見・早期対応を掲げた厚労省の認知症支援施策（オレンジプラン）の内容にも逆行するものです。

また、要支援者を保険給付から外すことで、必要な支援ができずに、逆に介護度が上がり、市町村の介護保険財政の圧迫につながる可能性もあります。

以上のように、大変に問題が多い要支援者の保険給付外しの検討をやめさせ、保険給付継続のために、国に対して介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続することを求める意見書の提出を求めるものであります。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第57号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第57号：防災情報通信ネットワーク整備工事契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第57号：防災情報通信ネットワーク整備工事契約の変更について。

平成25年2月26日議決、同月27日締結の防災情報通信ネットワーク整備工事の請負契約事項中、下記のとおり変更し契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、これは変更ございません。2つ目の契約の金額でございますけれども、金4億4,100万を4億2,696万5,700円に変更するというものでございます。

3点目の契約の相手方、4点目の契約の工期、これはともに変更がございません。

提案理由といたしましては、防災情報通信ネットワーク整備工事の内容に変更が生じたため、契約の変更をする必要があるからであるということで御提案申し上げました。

ここで、ちょっと補足をさせていただきます。今回の変更の内容でございますけれども、主な内容についてお話をさせていただきます。

この防災行政用無線の整備工事につきましては、既に当初から御案内申し上げておりますように、立田地区のデジタル無線の周波数を使い市内全域を整備する計画で、これは当初から進めてまいりました。そして、実は本年7月でございますけれども、東海総合通信局より電波の指向性、いわゆる電波を流す向きですけれども、その向きで、今度新しい統合庁舎ができますと、そこに設置をするわけでございますが、その本庁舎から現在の周波数、いわゆる立田のデジタルの周波数で発信をすると、ほかの自治体の防災無線に混信を与える可能性がある。その間、我々も一応何回も調整をしてきたわけでありまして、変更をしてほしいというような話が出てまいりまして、要請の文書もいただいたわけでありまして、その間、何とか一応当初からの整備計画も、当然入札前から東海総合通信局のほうに、これで愛西市は進むんだという話をしてきた経緯でございます。そんな状況の中で、当初計画をしておりました立田のデジタル無線の周波数を継続して使用することができなくなったわけです。

それで、実は新しい周波数を使用するについては、当然無線の免許の申請から許可まで相当な時間を要するということがありますし、実は本年度予定をしております、今整備をしております25年の工事の中で、各全地内に機器を今整備しておりますけれども、その整備後に、いわ

ゆる電波調整の事業をこの工事の中で進めようと思ったんですけども、そういった状況の中でその電波調整ができなくなったというのが実情でございます。そういった関係で、今回先ほど申し上げました金額に変更が生じたということで変更契約をお願いするものであります。

また、この電波調整につきましては当然やらなければいけませんので、今回減額をさせていただいた分は来年度予算の中に反映をさせていただいて、来年度その調整をさせてもらうということになりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

次に、議案第57号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

5番・真野和久議員。

**○5番（真野和久君）**

何点か質問をしたいと思えます。

まず最初に、今回7月に東海総合通信局のほうから混信の可能性があって、変更が求められたということですが、実際、先ほどから部長も言われていたとおり、合併後の立田地区のデジタル周波数で進めていくということで、合併協議の中でも東海通信局からは許可を得ているはずなわけですよね。そうした点で、今ごろになって混信の可能性ということが出てきたということについては、東海通信局の姿勢が非常に問われるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはどのようになっているのか、またどのように考えられているのかというのがまず第1点です。

それから、今回機器占有の周波数調整ができなくなったということでありますけれども、これ来年度にということですが、工事費の問題として、今回の減額分をそのまま来年度につけかえればそれで済むのかということについて、消費税の問題も含めて、その点についてはどうなるのかについて説明をお願いしたいと思います。

そうしたことでの、ある意味損害については、東海通信局のほうに一定の配慮を求められるのかということについてもお願いします。

**○総務部長（石原 光君）**

まず1点目の、議員のお話がありましたとおり、当初からこの愛西市全域の同報無線を整備するに当たっては、立田のデジタル無線の周波数を使うということで進めてきたのは事実です。それで、東海通信の姿勢がどうだというお話がありますけれども、我々も正直申し上げまして、2月に一応議決をいただきまして、その後4月、設計業者、工事施工業者、市と東海総合通信局へお邪魔をしました。今後いろいろこういう形で進めますよと。その時点でも何の話もなかったわけです。ですから、我々としては、もう4月の段階から当然本格的に今の周波数を使っていくんだということで、当然我々は事務を進めておりました。ところが、これは東海総合通信局の言い分もあると思えますけれども、いよいよ愛西市も本格的に動き出したということで、今の電波周波数が可能かどうかということで検討に入ったというのが実情なんです。これはう

そも隠しありません。ですから、その後何とか継続をしてもらえないかということで、当市におきましてもいろんなデータを東海総合通信局のほうへ出しました。そういう状況であるならばきちっと、口頭ではいかんということで、文書で回答を求めました。その文書の回答が7月ということ。そんな経緯もあったということをお理解いただきたいというふうに思っています。

それと、来年度へ一応その予算を改めて計上させていただくこととなりますけれども、当然それは消費税の分が加算されるような予算になると思います。ただ、議員おっしゃいますように、その辺の損害云々という話もありますけれども、そこまでは現時点では、極端な話3%上がるわけですね。その分をその東海通信局へ損害賠償を求めるといような考えはちょっと持ち合わせておりません。ただ、いずれにしてもこの工事というのは早期に進めなければなりませんし、いずれにしても統合庁舎との整合性を図った中での全地域の整備という形で進めてきた以上は、いずれにしても今後、東海総合通信局のほうへは十分調整をとりながら進めてまいりたいというふうに思っておりますし、この場で相手に対して損害云々ということは、今現時点では持ち合わせておりません。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第57号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月5日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時18分 散会

